

第一回発表（5月2日）

発表者 工藤 洋平

細山田 海人

Chapter 1 概要と状況

1. 1 序論

過去三十年以上に渡り、OECD 諸国は汚染制御と廃棄物減量のための政策・計画を実施してきたが、工場での汚染の減少・制御には改善が見られてきた一方で、廃棄物排出量は依然として増加し続けている。

●1980～1997 年家庭消費の伸び：37. 5%

●都市廃棄物排出量：一人当たり 22%の増加、絶対値で 40. 0%の増加

さらには埋立地・焼却場の新設に対する険しい抵抗の存在

⇒埋立地・焼却場の追加・新設といった従来の対応とは異なる手段を講じる必要



政府が廃棄物問題を扱う際に役立つ、新たな政策の OECD による調査・開発

⇒EPR（Extended Producer Responsibility：拡大生産者責任）

1. 2 ガイダンスマニュアルの目的

◇EPR 政策を確立しようとする政府に対する情報提供

◆ EPR 政策の実施を選択した政府に対して、EPR 政策がその目的・優先事項を達成し、環境的かつ持続可能な発展の為に支援する事を目的とする

⇒特定の手順を規定する物でも、他の手段と比較して EPR の機能を正当化する物でもない

第1、2章・・・EPR についての重要な概念上の問題についての説明

政策決定の際に考慮すべき基本的構想

第3～6章・・・EPR 政策・手段の限界についての説明

役割と責任についての概説

4つの重要な方針と計画・構想の概観の提供

第7章・・・政策構造の基本的特徴の提示

特定の実施面に関する案内の提供

第8章・・・将来の調査の為に、将来の段階と可能性の範囲の記述

1. 3 背景

◇OECD 諸国における都市廃棄物の発生…（図1）

各国政府…経済成長・環境保護のバランスを取りつつ、持続可能な発展の達成を目指す

OECD……汚染防止と制御の為に様々な環境的政策の構造・手段を調査

政府の目標達成を支援する為に様々な経済的手法の調査



こうした背景の中で EPR（拡大生産者責任）が考案され、汚染防止と制御に関する特別調査委員会を通して、OECD 諸国は EPR を持続可能な発展に向けた努力を支援する事のできる政策手法と認識

「EPRの利点は何か？」（p17：BOX1）

◇適切に設計されたEPR政策による更なる利益

- ◆ 埋立地と焼却場の数、付随する環境影響の減少
- ◆ 廃棄物管理の物理的・経済的要求に関する地方自治体の負担の減少
- ◆ 製品や部品の再利用、リサイクルの促進
- ◆ リサイクルや再利用の為に、製品の分解の容易さと時間効率の改善
- ◆ 製品の潜在的に危険な化学物質の減少と除去

- ◆ よりクリーンな生産・製品の促進
- ◆ 天然資源のより効率的な使用の促進
- ◆ 社会と企業の関係の改善
- ◆ より効率的・競争的製造の助長
- ◆ 製品のライフサイクルに重点を置く事による、より統合された環境管理の促進
- ◆ 資源管理の改善

1. 4 状況

経済活動は資源投入としての資源の利用、関連する自然区域と生態系の崩壊、汚染の発生と廃棄物の流出を通して自然環境に圧力を与える。

◇市場価格と社会的に最適な価格とのギャップ

⇒環境外部性の存在を反映、環境の濫用への経済的誘因となる

⇒政府の対応、または市場への介入を必要とする



製品の処理段階における責任を生産者に移転する事は、生産者に対して製品の廃棄時に生じる環境的外部性に対処する信号を与える1つの手段となる。

1. 4. 1 コストの内部化

◇OECDによる持続可能な経済成長に関する報告

「持続可能な経済成長達成に際しての障害＝外部的な環境コスト」



環境政策の設計において、外部的なコストの内部化が重要

⇒EPRにより、生産者の責任の拡大が処理費用の内部化が達成される

1. 5 拡大生産者責任とは何か

◇OECDによるEPRの定義

生産者の製品に対する物理的及び経済的責任は、製品のライフサイクルにおける使用後段階にまで拡大される、という環境政策

◇EPRの2つの関連した特徴

- ① 責任を（物理的もしくは経済的に）地方自治体から、生産者に移転する事
- ② 製品の設計段階で環境配慮を取り入れる誘因（インセンティブ）を生産者に与える事

1. 6 なぜ拡大生産者責任（EPR）なのか

増加し続ける廃棄物排出量



各国政府が都市ごみ問題への取組みを促進する際に、新たに生じている環境への圧力への対処に役立つ政策の選択肢が必要

⇒製品のライフサイクルでの環境影響、原材料選択・製品設計といった上流での活動に関して、生産者に適切な動機とシグナルを与える事を志すEPRによって、製品の最終処分からの環境の外部性の相当部分を内部化する事が可能

「ドイツ包装条令」（容器包装廃棄物政令）（p19：BOX2）

◇ 7年後の結果⇒いくつかの地域で成功を収める（図2）

- ① 製造業者の包装習慣が変化
- ② 包装の材質によって異なる手数料の賦課⇒包装がより軽量化・小型化
- ③ 包装の使用⇒かなり減少 1997年に使われた包装は、ドイツ包装条令が発効した1991年よりも140万トン少ない
- ④ 輸送包装の分野では、再使用できる包装へ。例としては、家具、食物、医薬品と自転車の包装

- ⑤ 産業界は、使い捨ての包装の全国的な回収システムを構築⇒全ての包装材料のリサイクル能力増加

1. 7 討論

- ◇ 最終処分にまわる廃棄物の量を明確に減らし、製品設計において上流段階で間接的に変化をもたらす手段としての EPR の適応性に関する討論における、2つの主要な問題
- ① EPR の OECD における定義と、製品連鎖における他の関係者に責任を共有するような拡大
 - ② 目標の受容性

1. 7. 1 製品チェーンにおける関係者の参加・責任の共有

責任の共有・・・EPR の巧みな側面

◇消費者を含めた全ての関係者が効果的な EPR を達成する為に重要な役割を持つ

⇒慎重な計画と全ての関係者のコミュニケーションが必要

◇政府にとっての重要な試み

⇒使用後段階における製品の環境的圧力を減らすような生産者へのインセンティブを損なうことなく、適切に責任を共有するようにする事

1. 7. 2 目標設定

廃棄物管理に関するコストは国家の状況によって大きく異なる

⇒達成可能な目標を設定する為に、利害関係のある関係者による協議が必要である

と同時に、協議によって目標・目的の理解を促進する事が可能

リサイクル目標等の設定の際には、リサイクル市場の運営受容量は市場確立の前に熟慮されねばならない⇒市場の受容量を考慮していない目標設定は失敗に繋がる

1. 8 汚染者支払いの原則

PPP (Polluter Pays Principle) …1972 年に OECD で採択される

環境汚染の防止・軽減費用を汚染者に支払わせるという原則

⇒外部不経済の内部化による資源の効率的利用と、公平な貿易条件の確保を目的とする

1. 8. 1 EPR と PPP

◇PPP…PPP の適用に基づく環境政策は、必ずしも環境目標を達成しない

- ◆ 市場構造と企業間関係の性質によっては、材料選択・製品設計段階において環境配慮型に変更させるようなインセンティブが弱い
- ◆ 家庭の廃棄物の複雑性・環境影響の多様性から正確な管理費用の算出が困難

◇ EPR…責任の共有を通して生産者に適切なインセンティブを与える事により、製品のライフサイクルに渡る環境影響の減少を促す

⇔「外部性の存在に対して、責任を負う製品連鎖内で外部性を内部化される限り、EPR は PPP と矛盾しない」という記述

1. 9 EPR の原則

「処理・廃棄の段階での環境影響という理由からだけではなく、原材料の選択や製品設計の段階での行動という理由から、生産者は相当の責任を負わねばならない」

1. 10 EPR と統合プロダクト政策

IPP (Integrated Product Policy) …製品の環境影響を緩和させる目的で、製品のライフサイクルを視野に入れた政策

◇ IPP の2つの特徴

- ① 製品のライフサイクルに渡る展望を先立つ原則とする一方で、全製品システ

ムとその環境影響を補完する

② 製品チェーンにおいて、全ての関係者を巻き込まねばならない

◇ 1998 年 IPP に関する EU ワークショップは以下を IPP の基礎的要素として推奨

- ◆ より環境的に安全な製品への革新を目標とした方法
- ◆ 製品の消費によって発生する廃棄物の管理と減少を目的とした方法
- ◆ より環境的に安全な製品の市場を創出するための方法
- ◆ 情報を製品連鎖において上下に伝達するための方法
- ◆ 製品システムの環境的負荷を処理する責任を割り当てる方法

⇒EPR は上記の基礎的要素に対して直接的・間接的影響を与える事が可能（特に製品システムの環境的負荷を処理する責任の割り当て方法）

⇒IPP の下で大きな役割を果たし得る

⇔IPP の概念が深く定義されるまでは、EPR の概念が IPP の下で占める位置を示す事は尚早

1. 1 1 分析の骨子

政策として EPR を選択する前に、それがいかにしてなされるべきかという事を評価する事が大切⇒そういった評価に役立てる為に政策立案者は環境政策審議において以下のような決定基準を用いる

◇ 環境政策審議において用いられる決定基準

- ◆ 環境的效果
- ◆ 経済的効率
- ◆ 公正と配分効率
- ◆ 行政上の実行可能性と費用
- ◆ 制度上の枠組みとの一致
- ◆ 政治的・社会的受容性

◆ 処理に関連した調整費用（計画に関連した費用と同様に）

◆ 環境的に互換性を持つ製品の革新への誘因

◇ より特定のな再考事項

- ◆ 意思決定者に EPR を考慮させた問題とは？
- ◆ 政策がきちんとなされなければ、使用済み段階における製品の運命は何であるか？
- ◆ 主要な関係者の見方は何か、彼らはどのような目標を達成可能と考えるのか？
- ◆ 他のどのような選択・政策が同様の目標を達成し得るか
- ◆ EPR は、より有毒でない危険でない材料や化学薬品の使用、もしくはよりリサイクルしやすい材料の使用を促す事ができるか？
- ◆ 国内の状況に関連して、国際的な重要性はどうであるか、国内的または国際的競争を維持しつつ、政策実施が国際的な目標を達成する事を確実にできるか？
- ◆ EPR の選択によって、地方自治体への費用を増やす事なく、組織化された収集と廃棄物の選別を助長する事ができるか？
- ◆ EPR は資源取り扱いの改善に役立ち得るか？

1. 1 2 社会経済的・社会文化的な考察

◇EPR の形式、選択される手法の設計に影響を及ぼし得る社会経済的・文化的要素

- ◆ 一般的な政治的展望（例：市場介入）
- ◆ 個々の国家が行動する政治的環境（例：EU、NAFTA）
- ◆ 政治的構造（例：連邦制）
- ◆ 行政上の文化と介入に対する社会的反応
- ◆ 環境問題に付随する優先度と環境政策に対する公衆の支持
- ◆ 環境政策の基本的主義

◆ 内閣、政策レベル及び機関の上での責任の分配

◇環境の質の文化的受諾性は、その目標の受け入れに影響を与える

⇒国家による達成目標の相違・最優先事項の相違

「EPR の選択に影響を与え得る社会文化的要因」

◇ 一国の行動を他国のそれと比較する際に、考慮されるべき要因の政府に対する提示

- ◆ 「全体の合意による政府」という文化は、協議と説得が好ましい手段である、良好な政府－産業界関係において特徴付けられる。
- ◆ 「自由」という文化は、また、良好な政府－産業界関係によって特徴付けられる。協議と自主協定は、経済的手法の使用と同様に支持される。
- ◆ 「反対的な文化」は、公然と宣言された対立する利益と見解が、政治的な仲裁の過程によって解決されねばならないものである。それは立法上の、規定する手段の使用に向かう傾向があるだろうが、これは基本的に自由な要素、従って若干の経済的手法の使用を除外しない。
- ◆ 「計画とプログラミング」の文化は、たとえ「法人」文化的な状況でも、全ての見解と力の均衡の相応な考慮の後、立法上で規定する手段の使用を選択するであろう。